③　中小企業対策

中小企業庁は、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災した地域に係る都道府県について、以下の措置を講ずるものとする。

ア　特別相談窓口の設置

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用保証協会、主要商工会議所、都道府県商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構地方支部及び経済産業局に対して特別相談窓口の設置を要請し、関連中小企業者の相談に応じる体制を整える。

イ　災害復旧貸付の適用

株式会社日本政策金融公庫に対し、被災中小企業に運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付の適用を要請する。

また、株式会社商工組合中央金庫に対し、被災中小企業に株式会社日本政策金融公庫法第２条第５号に掲げる危機対応業務に係る特定資金の貸付け等（以下「特定資金の貸付け等」という。）を行うことを要請する。

ウ　既往債務の返済条件緩和等の対応

株式会社日本政策金融公庫及び信用保証協会に対し、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化、担保徴求の弾力化等の被災中小企業の実状に応じた対応を依頼する。

また、株式会社商工組合中央金庫に対し、特定資金の貸付け等手続の迅速化等の被災中小企業の実状に応じた対応を依頼する。

エ　小規模企業共済傷病災害時貸付の適用

独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、同機構における小規模企業共済の傷病災害時貸付の適用を要請する。また、中小企業の被害状況の調査結果を踏まえ、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第３項第４号の指定を行い、信用保証協会におけるセーフティネット保証４号を適用する。

⑶　武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

関係部局は、武力攻撃災害の被害者の権利利益を保全するため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づく措置の必要性を検討する。また、国民保護法第131条の規定により準用する権利利益保全法の規定により政令が定められ、武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全のための特別の措置を講ずることが特に必要と認めるときは、当該措置の実施に必要な措置を講ずるものとする。

２　生活基盤等の確保

⑴　ライフライン施設の機能の確保等

①　電力供給施設

商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、電力供給施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

ア　指定公共機関である電気事業者に対し、電力供給施設に係る武力攻撃災害が発生した場合の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう指定公共機関である電気事業者及び事業者団体に要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。

イ　指定公共機関である電気事業者に対し、電力供給施設に係る武力攻撃災害について想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう要請する。

ウ　電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、電気事業者の保安確保の状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

②　ガス供給施設

商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、ガス供給施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

ア　指定公共機関であるガス事業者に対し、ガス供給施設に係る武力攻撃災害が発生した場合の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するようガス事業者及びガス事業者団体に要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。

イ　指定公共機関であるガス事業者に対し、ガス供給施設に係る武力攻撃災害について想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう要請する。

ウ　ガス事業法に基づき、ガス事業者の保安確保の状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

③　熱供給施設

商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、熱供給施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

ア　災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制を構築するよう熱供給事業者及び熱供給事業者団体に要請する。

イ　熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に基づき、熱供給事業者の保安確保の状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

④　工業用水道施設

地域経済産業グループは、工業用水道施設の機能の確保等を図るため、平素から、以下の措置を講ずるものとする。

ア　工業用水道事業者が行う自然災害に対する既存の予防措置又は施設の改築事業等において、給水系統の多重化・ループ化、他事業との連絡管の布設等、地域の特性又は事業経営の状況に応じ、代替給水施設の計画的な整備が図られるよう推進する。

イ　工業用水道事業者に対し、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請するほか、その整備状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう工業用水道事業者及び工業用水道事業者団体に要請する。

ウ　工業用水道事業者に対し、工業用水道施設に係る武力攻撃災害について想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう要請する。

エ　工業用水道事業の保安確保の状況について、必要に応じ、各種の検査その他適切な監督又は指導を行う。

⑵　ライフライン施設の応急の復旧

①　電力供給施設

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、電力供給施設の応急の復旧を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

ア　関係機関と連携しつつ、電力供給施設の被害の有無、復旧の見通しその他の必要な情報を収集し、国民保護対策本部に報告するとともに、都道府県その他の関係機関に報告する。

イ　電力供給施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、当該電力供給施設の管理者に対する指導、助言、職員の派遣、関係機関への連絡等、被害の拡大防止及び応急の復旧のための措置を的確かつ迅速に講ずる。また、当該電力供給施設の管理者に対し、復旧見通しを明確にし、必要に応じ、地方公共団体との連携をとりつつ、広く一般に知らしめるよう指導する。